「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」

第3条(1)エ「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。」について

事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が全ての運営推進会議に 出席できない場合であっても、以下の1から4までに該当する場合に限り、エの要件を満 たしているとみなします。

- 1. 市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が開催予定を事前に把握し、毎回出席できるよう、事業所と市町村又は地域包括支援センターが連携・調整に努めていること。
- 2. 事前に欠席することが判明している場合は、あらかじめ会議資料の提供を受け、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員の意見が反映できる体制が整っていること。
- 3. 突発的に欠席した場合は、会議資料等や議事録の送付を受け、内容の把握をしていること。
- 4. 以上の場合であっても、概ね3回以上市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していること。